の募集を行います。

長引く不況や生産拠点の海外へのシフト等、海南市の地場産業は克服すべき課題が多く厳しい状況にあります。

このような中、これまで海南市の地域経済を支えてきた｢製造業｣について、設備の更新や新規取得の設備投資を進めることで、海南市の地場産業を活性化させ、生産性の向上による経営基盤の安定化を図ることを目的に、その取得に要した経費の一部を補助する｢**海南市中小企業設備投資促進事業**｣の募集を行います。

１　補助対象者(次のすべてを満たす方が補助金の交付対象者となります。)

①　資本金の額又は出資の総額が2,000万円以下で**製造業※１**を営む事業者

②　海南市内に本店を有し、3年以上継続して事業を営んでいること、個人にあっては市内に3年以上住所を有すること

③　市税(国保税を除く)の滞納がないこと

※１　製造業･･･｢日本標準産業分類｣(平成25年10月改定)に掲げる大分類Ｅ-製造業を主たる業種として営んでいる必要があります。

２　補助対象設備（令和6年4月1日から令和7年3月31日までに導入されるものに限る)

①　直接製造業の用に供する機械及び装置、金型

②　市内の自社工場内に設置し、1回の設備取得額が50万円以上のもの

③　中古品又はリース契約に基づくものでないこと

④　複数の事業者で共同所有するものでないこと

⑤　市の他の事業や国・県等の補助金の対象となっていないもの

⑥　市が実施する中小企業診断士による事前審査の結果により、生産性の向上と経営基盤の安定化に寄与するものとして認められるもの

※設備導入後の申請は対象になりません。必ず設備を導入する前にご相談ください。

※事前審査の結果は市のみに報告され、その結果に基づいて認否を判断します。

３　補助対象経費

補助対象設備の取得に要した経費(償却資産取得額)

償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額

４　補助率及び補助限度額

①　補助率：補助対象経費の10分の1以内

②　補助限度額：１事業者あたり300万円(1年度毎)(千円未満切り捨て)

(グループ会社はグループ全体で300万円を限度とする)

申請・問合せ先

海南市役所　まちづくり部　産業振興課

〒642-8501　海南市南赤坂11番地

TEL：073-483-8460　FAX：073-483-8466